

第一 計画の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。

ただし、本事業計画の記載事項のうち、新法に係る事項（特定猟具使用禁止区域、特定猟区使用制限区域に関する事項等）に関する記載事項は、改正法の施行期日（平成19年4月16日）から効力を発するものとする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

本県は、日本列島のほぼ中央部に位置し、海拔3,000m級の山岳地帯から0mの平野部に及ぶ起伏に富んだ地形を有しており、多くの大小河川を擁する緑豊かな自然環境に恵まれている。

このような地理的条件から植物の種類は多く、種子植物、シダ植物を合わせて2,897種が確認されており、北方系植物の南限、南方系植物の北限となり、植物区系の接点地域が多く存在する。また、森林植生においても、濃尾平野をめぐる丘陵地帯のアカマツの天然林、東濃東部の山岳地帯のヒノキ、サワラ等の針葉樹とミズメ、ナラ等の広葉樹が混交した天然林、飛騨の山岳地帯におけるブナの温帯性広葉樹林等変化に富んでいる。

県内では、鳥類281種、哺乳類55種が確認され、鳥獣の種類及び生息数ともに豊富である。北アルプスの標高2,400～3,000mの高山帯には、県の鳥で、特別天然記念物にも指定されているライチョウが生息しており、木曾川、長良川、揖斐川の下流域には毎年2万～3万羽のカモ類が渡来している。また、県内にはニホンカモシカ、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ等の大型獣類が生息しており、キツネ、タヌキ、イタチ、テン等中小型の獣類も広く分布している。

鳥獣の保護を図るために指定する県指定鳥獣保護区は、第9次鳥獣保護事業計画終了時点で県下に130箇所（別に国指定2箇所）、75,667ha（別に国指定20,863ha）が指定されている。指定区分別で見ると、森林鳥獣生息地の保護区が最も多く、県指定鳥獣保護区面積の約9割に当たる105箇所、67,535haが指定されている。

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境を保持し改善する上で欠くことのできないものである。しかし、その一方でニホンジカやイノシシ、カワウ等一部の野生鳥獣においては生息数の増加や生息域の拡大によって、農林水産業に多大な被害を及ぼすなど、人間とのあつれきが深刻化している。

このような状況を踏まえ、第10次鳥獣保護事業計画における鳥獣保護区の指定にあたっては、次の事項に配慮する。

- ・ 鳥獣の生息状況や生息環境等を考慮し、重要な生息地を優先的に指定する。
- ・ 県下全域において生物の多様性を保全するために偏りなく配置するよう配慮する。
- ・ 野生鳥獣の専門家、関係市町村、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等関係者との合意形成に努め、農林水産業等に伴う人間の活動と鳥獣との共生が図られるように十分留意する。
- ・ 鳥獣の生息地及び生息環境を安定して保全することと併せ、社会的環境及び利害関係者の意向の変化も考慮し、鳥獣保護区の指定期間は10年間とする。
- ・ 鳥獣保護区の新規指定については、市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保するため、身近な鳥獣生息地の保護区の区域拡大を重点事項とする。
- ・ 計画期間内に満了する鳥獣保護区については、原則として期間更新を行うこととするが、鳥獣による農林水産業被害を踏まえて、区域の見直し又は廃止についても検討する。

② 指定区分ごとの方針

指 定 区 分	方 針
森林鳥獣生息地の保護区	森林に生息する鳥獣の保護を図り、地域における生物多様性の確保にも資するため、森林鳥獣生息地の保護区を指定する。
大規模生息地の保護区	行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始めその地域に生息する多様な鳥獣相を保護し、地域の生物多様性の拠点の確保にも資するため、大規模生息地の保護区を指定する。
集団渡来地の保護区	集団で渡来する渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である湿地、湖沼等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。
集団繁殖地の保護区	集団で繁殖する鳥類、コウモリ類の保護を図るため、これらの繁殖地である断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等のうち必要な地域について、集団繁殖地の鳥獣保護区を指定する。
希少鳥獣生息地の保護区	絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域について、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。
生息地回廊の保護区	生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯や河畔林等であって鳥獣の移動経路となっている地域、又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について、生息地回廊の保護区を指定する。
身近な鳥獣生息地の保護区	市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域、又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、身近な鳥獣生息地の保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				19年度	20	21	22	23	計(B)	19年度	20	21	22	23	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	87	105	箇所								1			1	2
	面積	26,100 ha	67,535	変動面積	ha							ha	100			29
大規模生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha							ha				
集団渡来地	箇所		5	箇所												
	面積		1,803	変動面積	ha							ha				
集団繁殖地	箇所		1	箇所												
	面積		345	変動面積	ha							ha				
希少鳥獣生息地	箇所		4	箇所												
	面積		4,116	変動面積	ha							ha				
生息地回廊	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha							ha				
身近な鳥獣生息地	箇所		15	箇所		1		2		3						
	面積		1,868	変動面積	ha	29		90		119		ha				
計	箇所		130	箇所		1		2		3			1			2
	面積		75,667	変動面積	ha	29		90		119		ha	100			29

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**
19年度	20	21	22	23	計(D)	19年度	20	21	22	23	計(E)		
1			1		2	4	1		1		6	△ 6	99
358 ha			404		762	2,116 ha	872		920		3,908	△ 4,541	62,994
ha						ha							
ha						ha							5
ha						ha							1,803
ha						ha							1
ha						ha							345
ha						ha			1		1	△ 1	3
ha						ha			1,384		1,384	△ 1,384	2,732
ha						ha							
ha						ha							3
ha						ha							18
1			1		2	4	1		2		7	△ 4	126
358 ha			404		762	2,116 ha	872		2,304		5,292	△ 5,806	69,861

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

①鳥獣保護区の指定計画

1)身近な鳥獣生息地の保護区

年 度	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指 定 期 間	備 考
平成20年度	多治見市	喜多緑地公園	29 ha	H20.11.1～H30.10.31	
計		1 箇所			
平成22年度	多治見市	大藪	48 ha	H22.11.1～H32.10.31	
	多治見市	東町	42 ha	H22.11.1～H32.10.31	
		2 箇所	90 ha		
合 計		3 箇所	119 ha		

②既指定鳥獣保護区の変更計画

年 度	指定区分	指定所在地	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	備 考
					異動前の面積	異動面積	異動後の面積		
平成19年度	身近な鳥獣生息地	山県市	大桑小学校	期間更新	ha 1	ha 0	ha 1	H19.11.1～H29.10.31	
	集団渡来地	山県市	伊自良川	期間更新	17	0	17	H19.11.1～H29.10.31	
	森林鳥獣生息地	山県市	釜ヶ谷	期間更新	694	0	694	H19.11.1～H29.10.31	
	森林鳥獣生息地	本巢市	川内	期間更新	150	0	150	H19.11.1～H29.10.31	
	森林鳥獣生息地	揖斐郡揖斐川町	揖斐川	期間更新	238	0	238	H19.11.1～H29.10.31	
	森林鳥獣生息地	揖斐郡揖斐川町	川尻	期間更新	364	0	364	H19.11.1～H29.10.31	
	森林鳥獣生息地	揖斐郡揖斐川町	北方	満了	157	△ 157	0		鳥獣被害増加のため銃猟禁止区域へ変更
	森林鳥獣生息地	揖斐郡揖斐川町	奥山	満了	289	△ 289	0		徳山ダム湖完成に伴う解除
	森林鳥獣生息地	揖斐郡揖斐川町	釈迦嶺	満了	1,200	△ 1,200	0		徳山ダム湖完成に伴う解除
	森林鳥獣生息地	揖斐郡揖斐川町	品又	満了	470	△ 470	0		鳥獣被害増加のため
	森林鳥獣生息地	関市	小瀬見	期間更新	226	0	226	H19.11.1～H29.10.31	
	森林鳥獣生息地	関市	武芸川町	期間更新	136	0	136	H19.11.1～H29.10.31	
	森林鳥獣生息地	関市	高沢	期間更新	38	0	38	H19.11.1～H29.10.31	
	森林鳥獣生息地	関市	諸神	期間更新	200	0	200	H19.11.1～H29.10.31	
	森林鳥獣生息地	郡上市	初河	期間更新	530	0	530	H19.11.1～H29.10.31	
	集団繁殖地	郡上市	ひるがの高原	期間更新	345	0	345	H19.11.1～H29.10.31	
	森林鳥獣生息地	郡上市	宮奥	期間更新	383	0	383	H19.11.1～H29.10.31	
	森林鳥獣生息地	郡上市	奥山	期間更新	410	0	410	H19.11.1～H29.10.31	
	身近な鳥獣生息地	多治見市	虎溪山	期間更新	560	0	560	H19.11.1～H29.10.31	
	身近な鳥獣生息地	中津川市	愛宕山	期間更新	1	0	1	H19.11.1～H29.10.31	
森林鳥獣生息地	恵那市	城山	期間更新	347	0	347	H19.11.1～H29.10.31		
森林鳥獣生息地	高山市	高山	期間更新	250	0	250	H19.11.1～H29.10.31		
森林鳥獣生息地	高山市	猪之鼻	期間更新	2,193	△ 358	1,835	H19.11.1～H29.10.31	鳥獣被害増加のため	

年 度	指定区分	指定所在地	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	備 考
					異動前の面積	異動面積	異動後の面積		
平成19年度	身近な鳥獣生息地	高山市	城山	期間更新	ha 24	ha 0	ha 24	H19. 11. 1～H29. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	飛騨市	塩屋大谷	期間更新	436	0	436	H19. 11. 1～H29. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	大野郡白川村	田ノ平	期間更新	1, 104	0	1, 104	H19. 11. 1～H29. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	下呂市	大川平	期間更新	500	0	500	H19. 11. 1～H29. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	下呂市	黒石谷	期間更新	509	0	509	H19. 11. 1～H29. 10. 31	
計			2 4 箇所		11, 772	△2, 474	9, 298		
平成20年度	森林鳥獣生息地	岐阜市	椿洞畜産センター周辺	期間更新	115	0	115	H20. 11. 1～H30. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	本巣市	竹原	期間更新	56	0	56	H20. 11. 1～H30. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	郡上市	上会津	期間更新	620	100	720	H20. 11. 1～H30. 10. 31	精査による面積拡大・区域の変更はなし
	森林鳥獣生息地	郡上市	大杉	期間更新	400	0	400	H20. 11. 1～H30. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	中津川市	富士見台	期間更新	125	0	125	H20. 11. 1～H30. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	高山市	段・位山	期間更新	306	0	306	H20. 11. 1～H30. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	高山市	歩み山	期間更新	400	0	400	H20. 11. 1～H30. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	高山市	安国寺	期間更新	116	0	116	H20. 11. 1～H30. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	高山市	金木戸	期間更新	3, 534	0	3, 534	H20. 11. 1～H30. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	飛騨市	舟原	満 了	872	△ 872	0		森林所有者の同意が得られない
	森林鳥獣生息地	下呂市	信貴山	期間更新	350	0	350	H20. 11. 1～H30. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	下呂市	中合	期間更新	537	0	537	H20. 11. 1～H30. 10. 31	
	集団渡来地	下呂市	金山湖	期間更新	525	0	525	H20. 11. 1～H30. 10. 31	
計			1 2 箇所		7, 956	△ 772	7, 184		
平成21年度	森林鳥獣生息地	本巣市	田口・円蔵	期間更新	90	0	90	H21. 11. 1～H31. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	関市	2 1 世紀の森	期間更新	132	0	132	H21. 11. 1～H31. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	郡上市	大栃北部	期間更新	780	0	780	H21. 11. 1～H31. 10. 31	

年 度	指定区分	指定所在地	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	備 考
					異動前の面積	異動面積	異動後の面積		
平成21年度	身近な鳥獣生息地	多治見市	かさばら潮見の森	期間更新	ha 139	ha 0	ha 139	H21. 11. 1～H31. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	高山市	阿多野郷	期間更新	281	0	281	H21. 11. 1～H31. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	飛騨市	天生	期間更新	2, 388	0	2, 388	H21. 11. 1～H31. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	飛騨市	もずも谷	期間更新	579	0	579	H21. 11. 1～H31. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	飛騨市	横山	期間更新	151	0	151	H21. 11. 1～H31. 10. 31	
計			8箇所		4, 540	0	4, 540		
平成22年度	森林鳥獣生息地	山県市	みやまの森	期間更新	21	0	21	H22. 11. 1～H32. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	揖斐郡揖斐川町	日坂	区域縮小	477	△ 404	73	H22. 11. 1～H32. 10. 31	鳥獣被害増加のため一部銃猟禁止区域へ変更
	希少鳥獣生息地	揖斐郡揖斐川町	塚	満了	1, 384	△1, 384	0		徳山ダム湖完成に伴う解除
	森林鳥獣生息地	加茂郡白川町	宇枯	期間更新	110	0	110	H22. 11. 1～H32. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	加茂郡白川町	下山	期間更新	269	0	269	H22. 11. 1～H32. 10. 31	
	身近な鳥獣生息地	関市	安桜山	期間更新	70	0	70	H22. 11. 1～H32. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	関市	迫間	期間更新	155	0	155	H22. 11. 1～H32. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	郡上市	稲成	期間更新	294	0	294	H22. 11. 1～H32. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	郡上市	八幡城山	期間更新	162	0	162	H22. 11. 1～H32. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	中津川市・恵那市	阿木川	期間更新	1, 935	0	1, 935	H22. 11. 1～H32. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	飛騨市	三合谷	期間更新	788	0	788	H22. 11. 1～H32. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	飛騨市	立保	満了	920	△ 920	0		森林所有者の同意が得られない
	森林鳥獣生息地	大野郡白川村	大窪	期間更新	200	0	200	H22. 11. 1～H32. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	下呂市	滝上	期間更新	325	0	325	H22. 11. 1～H32. 10. 31	
計			12箇所		7, 110	△2, 708	4, 402		
平成23年度	森林鳥獣生息地	加茂郡七宗町	七宗山	期間更新	362	29	391	H23. 11. 1～H33. 10. 31	精査による面積拡大・区域の変更はなし
	身近な鳥獣生息地	加茂郡八百津町	旧潮南中学校	期間更新	2	0	2	H23. 11. 1～H33. 10. 31	

年 度	指定区分	指定所在地	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	備 考
					異動前の 面 積	異動面積	異動後の 面 積		
平成23年度	森林鳥獣生息地	関市	桐谷	期間更新	ha 620	ha 0	ha 620	H23. 11. 1～H33. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	郡上市	日出雲	期間更新	950	0	950	H23. 11. 1～H33. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	郡上市	水沢上	期間更新	602	0	602	H23. 11. 1～H33. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	中津川市	夕森公園	期間更新	626	0	626	H23. 11. 1～H33. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	恵那市	恵那高原	期間更新	695	0	695	H23. 11. 1～H33. 10. 31	
	身近な鳥獣生息地	恵那市	笠置山	期間更新	335	0	335	H23. 11. 1～H33. 10. 31	名称変更
	森林鳥獣生息地	高山市	金山谷	期間更新	621	0	621	H23. 11. 1～H33. 10. 31	
	森林鳥獣生息地	飛騨市	屋敷ヶ洞	期間更新	509	0	509	H23. 11. 1～H33. 10. 31	
計			10箇所		5,322	29	5,351		
合 計			66箇所		36,700	△5,925	30,775		

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

① 指定に関する中長期的な方針

特別保護地区は、鳥獣保護区の区域のうち植生、地形等の自然的条件が鳥獣の生息環境として優れており、特に生息環境の保全を図る必要があると認められる地区について積極的な指定に努める。当該地区内では、埋立、干拓、立木竹の伐採、工作物の設置等、鳥獣の繁殖に支障を及ぼす行為は、知事の許可がなければ行うことができない。

第9次鳥獣保護事業計画終了時における県指定特別保護地区は、県下で31箇所（別に国指定2箇所）、6,480ha（別に国指定2,510ha）が指定されており、県指定鳥獣保護区面積に占める割合は8.6%である。

特別保護地区の指定にあたっては、土地所有者等の同意を得るとともに地元利害関係者とも十分に調整を図る。また、特別保護地区の指定期間は、原則として鳥獣保護区の指定期間と一致させる。

第10次鳥獣保護事業計画において期間が満了する特別保護地区は、原則として再指定に努めるが、地元利害関係者から十分に意見を聴取したうえで地区の指定を行う。

② 指定区分ごとの方針

指 定 区 分	方 針
森林鳥獣生息地の保護区	良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定する。
大規模生息地の保護区	猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定する。
集団渡来地の保護区	渡来する鳥類の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定する。
集団繁殖地の保護区	保護対象となる鳥類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定する。
希少鳥獣生息地の保護区	保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な広範囲の区域について指定に努める。
生息地回廊の保護区	保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について指定に努める。
身近な鳥獣生息地の保護区	鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

(2) 特別保護地区指定計画

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区 (再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区						
				19年度	20	21	22	23	計(B)	19年度	20	21	22	23	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	50	22	箇所	3		1	1	1	6						
	面積	6,299 ha	2,550	変動面積	390 ha		67	50	73	580	ha					
大規模生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha						ha					
集団渡来地	箇所		1	箇所												
	面積		72	変動面積	ha						ha					
集団繁殖地	箇所		1	箇所	1				1							
	面積		30	変動面積	30 ha				30	ha						
希少鳥獣生息地	箇所		2	箇所												
	面積		3,624	変動面積	ha					ha						
生息地回廊	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha					ha						
身近な鳥獣生息地	箇所		5	箇所	2			1	3	1						1
	面積		204	変動面積	58 ha			29	87	7 ha						7
計	箇所		31	箇所	6		1	2	1	10	1					1
	面積		6,480	変動面積	478 ha		67	79	73	697	7 ha					7

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
19年度	20	21	22	23	計(D)	19年度	20	21	22	23	計(E)		
						7		1	1	1	10	△ 4	18
ha						859 ha		67	50	73	1,049	△ 469	2,081
ha						ha							
ha						ha							1
ha						1					1		72
ha						30 ha					30		1
ha									1		1	△ 1	30
ha						ha			1,384		1,384	△ 1,384	1
ha						ha							2,240
ha						ha							
ha						2			1		3		5
ha						58 ha			29		87	7	211
						10		1	3	1	15	△ 5	26
ha						947 ha		67	1,463	73	2,550	△ 1,846	4,634

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		備 考	
	指定区分	指定所在地	鳥獣保護区名称	面 積	指 定 期 間	指定面積		指 定 期 間
平成19年度	森林鳥獣生息地	揖斐郡揖斐川町	川尻	364 ^{ha}	H19.11.1～H29.10.31	118 ^{ha}	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	森林鳥獣生息地	郡上市	初河	530	H19.11.1～H29.10.31	150	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	集団繁殖地	郡上市	ひるがの高原	345	H19.11.1～H29.10.31	30	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	身近な鳥獣生息地	多治見市	虎溪山	560	H19.11.1～H29.10.31	41	H19.11.1～H29.10.31	再指定（区域拡大）
	身近な鳥獣生息地	高山市	城山	24	H19.11.1～H29.10.31	24	H19.11.1～H29.10.31	再指定
	森林鳥獣生息地	飛騨市	塩屋大谷	436	H19.11.1～H29.10.31	122	H19.11.1～H29.10.31	再指定
計			6箇所	2,259		485		
平成21年度	森林鳥獣生息地	飛騨市	横山	151	H21.11.1～H31.10.31	67	H21.11.1～H31.10.31	再指定
計			1箇所	151		67		
平成22年度	森林鳥獣生息地	揖斐郡揖斐川町	日坂	73	H22.11.1～H32.10.31	50	H22.11.1～H32.10.31	再指定
	身近な鳥獣生息地	関市	安桜山	70	H22.11.1～H32.10.31	29	H22.11.1～H32.10.31	再指定
計			2箇所	143		79		
平成23年度	森林鳥獣生息地	飛騨市	屋敷ヶ洞	509	H23.11.1～H33.10.31	73	H23.11.1～H33.10.31	再指定
計			1箇所	509		73		
合 計			10箇所	3,062		704		

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。

指定期間は、原則として3年とし、道路、河川、鉄道等の現地で容易に確認できる境界線により区域を設定するよう努める。

また、指定期間が満了した区域は可猟区とし、原則として期間の更新は行わない。

なお、休猟区の指定にあたっては、鳥獣による農林水産業被害が増大していることから、農林水産業関係者及び地元住民等の理解が十分に得られるように留意する。

(2) 休猟区指定計画

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指 定 期 間	備 考
平成19年度	可児市	帷子	350 ^{ha}	H19.11.1～H22.10.31	
	可児市	矢戸	200	H19.11.1～H22.10.31	
	美濃市	片知西	1,253	H19.11.1～H22.10.31	
	郡上市	内ヶ谷第3	1,232	H19.11.1～H22.10.31	
	郡上市	前谷・大日	1,000	H19.11.1～H22.10.31	
	郡上市	ひるがの	459	H19.11.1～H22.10.31	
	郡上市	白山	876	H19.11.1～H22.10.31	
	郡上市	家谷	910	H19.11.1～H22.10.31	
	中津川市	夕森	676	H19.11.1～H22.10.31	
	中津川市	二ツ森	1,880	H19.11.1～H22.10.31	
	高山市	センノウ谷	1,423	H19.11.1～H22.10.31	
	高山市	久々野東	4,867	H19.11.1～H22.10.31	
	高山市	広川原	1,836	H19.11.1～H22.10.31	
	飛騨市	末高	602	H19.11.1～H22.10.31	
	飛騨市	麻生野	2,313	H19.11.1～H22.10.31	
	大野郡白川村	有家ヶ原	2,440	H19.11.1～H22.10.31	

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指 定 期 間	備 考
平成19年度	下呂市	福来	169 ^{ha}	H19.11.1～H22.10.31	
計		17箇所	22,486		
平成20年度	山縣市	日原・片狩	560	H20.11.1～H23.10.31	
	郡上市	内ヶ谷第4	1,104	H20.11.1～H23.10.31	
	郡上市	芦倉・天狗山	1,320	H20.11.1～H23.10.31	
	郡上市	西洞	340	H20.11.1～H23.10.31	
	中津川市	中津川暗がり	1,577	H20.11.1～H23.10.31	
	中津川市	後山	744	H20.11.1～H23.10.31	
	中津川市	笠置山	672	H20.11.1～H23.10.31	
	高山市	下佐谷	1,147	H20.11.1～H23.10.31	
	飛騨市	下之本	2,110	H20.11.1～H23.10.31	
	下呂市	濁河	2,359	H20.11.1～H23.10.31	
計		10箇所	11,933		
平成21年度	山縣市	西洞	1,020	H21.11.1～H24.10.31	
	大垣市	時	1,340	H21.11.1～H24.10.31	
	揖斐郡揖斐川町	川合	1,203	H21.11.1～H24.10.31	
	揖斐郡揖斐川町	矢中谷	1,010	H21.11.1～H24.10.31	
	郡上市	内ヶ谷第1	667	H21.11.1～H24.10.31	
	郡上市	石徹白	1,350	H21.11.1～H24.10.31	
	郡上市	大日岳	1,200	H21.11.1～H24.10.31	
	郡上市	上田	915	H21.11.1～H24.10.31	
	高山市	尾上郷	1,836	H21.11.1～H24.10.31	
	高山市	宇津江	2,138	H21.11.1～H24.10.31	

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指 定 期 間	備 考
平成21年度	飛騨市	二ツ屋	666 ^{ha}	H21.11.1～H24.10.31	
	飛騨市	万波第2	1,557	H21.11.1～H24.10.31	
	飛騨市	切雲谷	1,625	H21.11.1～H24.10.31	
	大野郡白川村	加須良	1,604	H21.11.1～H24.10.31	
	下呂市	下山西	440	H21.11.1～H24.10.31	
計		15箇所	18,571		
平成22年度	美濃市	片知東	1,648	H22.11.1～H25.10.31	
	郡上市	内ヶ谷第2	1,305	H22.11.1～H25.10.31	
	郡上市	大原	921	H22.11.1～H25.10.31	
	中津川市	巢乗	326	H22.11.1～H25.10.31	
	中津川市	柏原新田・田瀬	1,588	H22.11.1～H25.10.31	
	高山市	六厩川	1,697	H22.11.1～H25.10.31	
	高山市	鼠餅	1,494	H22.11.1～H25.10.31	
	飛騨市	気多	796	H22.11.1～H25.10.31	
	飛騨市	吉田	1,715	H22.11.1～H25.10.31	
	下呂市	四美	851	H22.11.1～H25.10.31	
計		10箇所	12,341		
平成23年度	山県市	葛原	1,080	H23.11.1～H26.10.31	
	郡上市	内ヶ谷第3	1,232	H23.11.1～H26.10.31	
	中津川市	湯舟沢	1,477	H23.11.1～H26.10.31	
	中津川市	松山	607	H23.11.1～H26.10.31	
	中津川市	蛭川南部	878	H23.11.1～H26.10.31	
	高山市	上小鳥	734	H23.11.1～H26.10.31	

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積	指 定 期 間	備 考
平成23年度	高山市	見当山	1,836 ^{ha}	H23.11.1～H26.10.31	
	高山市	山吹	1,090	H23.11.1～H26.10.31	
	飛騨市	岩井谷	2,250	H23.11.1～H26.10.31	
	大野郡白川村	芦倉	1,502	H23.11.1～H26.10.31	
	下呂市	白草山	1,058	H23.11.1～H26.10.31	
計		11箇所	13,744		
合 計		63箇所	79,075		

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区については、その境界を明確にするため標識（制札、標柱、案内板）を設置し、狩猟者及び地元住民に対して周知に努める。

それぞれの鳥獣保護区の指定目標を達成するため、自然環境の保全に努める。また、身近な鳥獣生息地の保護区においては、人と野生鳥獣のふれあいや環境教育の場としての活用を図るため、必要に応じて鳥獣の保護に支障がない範囲で利用施設の整備に努める。

鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り及び標識等施設の管理等を行うため、必要に応じて、振興局担当職員及び自然保護員による鳥獣保護区内の調査、巡視等を行う。

また、必要に応じて鳥獣の生息環境を整えるため保全事業を実施する。

(2) 整備計画

①管理施設の設置

区 分		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		合 計	
		実施箇所数	数量	実施箇所数	数量	実施箇所数	数量	実施箇所数	数量	実施箇所数	数量	実施箇所数	数量
標識類の整備	制 札	24	240	13	130	8	80	14	140	10	100	69	690
	標 柱	24	24	13	13	8	8	14	14	10	10	69	69
	案内板	24	120	13	65	8	40	14	70	10	50	69	345

② 利用施設の整備

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
観察路、観察舎等の整備	必要に応じて整備（維持補修等を含む）を実施する。				
その他の施設等の整備 （巣箱、給餌・給水施設）	必要に応じて整備（維持補修等を含む）を実施する。				

③ 調査、巡視等の計画

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計	
管理員等	箇所数	126	126	126	126	126	630	
	人数	自然保護員	43	43	43	43	43	215
		担当職員	10	10	10	10	10	50
管理のための 調査の実施 （新設の鳥獣保護区）			喜多緑地 公園(多治見市)		大藪(多治見市) 町(多治見市)			

- ※ 自然保護員の調査内容（既設、期間更新及び新設鳥獣保護区）
- 新規指定及び期間更新の鳥獣保護区の鳥獣生息状況調査の実施。
 - 鳥獣保護区等を表示する標識及び施設等の破損状況の点検及びその管理。
 - 野生鳥獣による農林水産物の被害状況調査の実施。